【規程番号　神女大Ⅲ－003】

神戸女子大学看護学部看護学科実習指導・国家試験等支援対策室規程

（設置）

第１条　神戸女子大学看護学部看護学科に、本学部学生（卒業生を含む。）の実習、国家資格等に係る教育研究支援を行うために実習指導・国家試験支援対策室（以下「対策室」という。）を置く。

（目的）

第２条　対策室は、看護学部看護学科における実習、保健師・助産師・看護師国家資格等の取得に係る教育研究支援を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　対策室の業務は、次のとおりとする。

（1）国家資格等に係る実習に関する業務

（2）国家試験対策に関する業務

（3）その他教育研究支援に関する業務

（組織）

第４条　対策室は、次の構成員をもって組織する。

室長　　１名

副室長　　２名

事務職員等　若干名

２　室長は、学科主任をもって充て、対策室を統括する。

３　副室長は、実習に係る責任教員及び国家資格等に係る教育の責任教員をもって充てる。

４　事務職員等は、教務課の指示のもと実習、保健師・助産師・看護師国家試験等の資格取得に係る事務業務を遂行する。

（専門委員会）

第５条　対策室の業務を円滑に遂行するために、専門委員会を置く。

２　室長は、専門委員会を統括する。

３　専門委員会の種類及び数は、別に定める。

（資料の保管）

第６条　対策室の業務に係る学生情報及び各種資料は、鍵のかかる書棚に保管・管理する。

（学習支援室）

第７条　学生の学習支援の場として、国家試験学習支援室を置く。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、学科会議及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。